

業務方法書の一部変更（附則の制定）の件

このことについて、次の通り変更する。

1. 制定する附則(案)

- (1) 平成31年度に限り、第10条の2の第2項の規定にかかわらず、基金は、平成31年2月から3月に発生した豚コレラの影響により、第7条第1項の規定により締結された数量契約による数量に変更があった場合は、平成31年6月30日までに公益社団法人配合飼料供給安定機構と締結した平成31年度配合飼料異常補てん交付金交付契約の数量を変更することができるものとする。
- (2) 平成31年度に限り、第13条第1項の規定にかかわらず、基金は、平成31年2月から3月に発生した豚コレラに係る移動・搬出制限区域内の畜産経営者及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の畜産経営者に係る第1四半期の通常補てん積立金の納付期限を平成31年6月30日とすることができる。
- (3) 平成31年度に限り、「配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則」第2項の1の規定にかかわらず、平成31年2月から3月に発生した豚コレラに係る移動・搬出制限区域内の畜産経営者及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の畜産経営者の、第1四半期の契約移動申請書の提出期限を、平成31年5月15日とすることができる。
- (4) 変更後の業務方法書は、平成31年4月1日から適用する。

2. 変更の理由

豚コレラの発生に伴う移動・搬出制限区域内に農場を持つ加入生産者及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の加入生産者への、契約締結のための訪問を、防疫対策上回避すべきため。

3. その他

今後関係先との協議の結果、変更趣旨の範囲内で字句等一部修正を要する時は、その修正について理事長に一任するものとする。